

7-(2) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準	
第一種 特定有 害物質 (揮発性 化合物)	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	—
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	—
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	—
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	—
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	—
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	—
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	—
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	—	
第二種 特定有 害物質 (重金属 等)	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	土壤1kgにつきカドミウム150mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壤1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壤1kgにつきふっ素4000mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壤1kgにつきほう素4000mg以下であること	
第三種 特定有 害物質 (農薬等)	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	—
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	—
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	—
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—